

総社市固定資産評価審査委員会告示第1号

総社市固定資産評価審査委員会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成17年総社市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市固定資産評価審査委員会委員長 三原達朗

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p><u>総社市固定資産評価審査委員会が管理する公文書の開示に関する規程</u></p> <p>総社市固定資産評価審査委員会が管理する公文書の開示に係る総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）の施行については、総社市情報公開条例施行規則（平成17年総社市規則第15号）の例による。</p>	<p><u>総社市固定資産評価審査委員会が管理する公文書の開示等に関する規程</u></p> <p>総社市固定資産評価審査委員会が管理する公文書の開示等に係る総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）<u>又は総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号）</u>の施行については、<u>それぞれ総社市情報公開条例施行規則（平成17年総社市規則第15号）又は総社市個人情報保護条例施行規則（平成17年総社市規則第17号）</u>の例による。</p>

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。